

栃木市庁舎デジタルサイネージ広告 併設タッチパネル情報端末広告事業 1 階商業施設への配慮について

1. 広告事業の趣旨について

市有資産の有効活用を図り市の歳入確保や地域経済の活性化等に資するため、市の資産である庁舎において、広告を掲載する。

2. 掲載広告の制限について

本庁舎には、1 階に商業施設があることから掲載広告にある程度の制限をすべきである。

しかしながら、地域の商店等については、地元経済の活性化を目的としていることから制限の対象外とする。

制限対象とする広告

- ・百貨店
- ・スーパーマーケット

以 上